

会費も寄付金と同じ扱いとなります

「会費も寄付金の扱いになるか」を確認中でしたが、総理府からの連絡によりますと「寄付金と同様の扱いになる」との回答を得ましたのでご案内いたします。

これにより、確定申告時に当会発行の領収書（現金以外は年末に郵送）と当会からお送りします「認定書」「税額控除に係る証明書」をお持ちになり手続きをしていただきますと、税金から控除されます。

控除の内容は、下記記載のとおりです。

この制度をご利用される方は、当会事務局までお申し出ください。

水交会事務局 電話 03-3403-1491 FAX 03-3403-8563

水交会への寄付金が税金から控除されます

水交会は、公益財団法人への移行認定及び税額控除に係る証明を内閣府から受けたことにより、平成23年7月1日から税制上の優遇措置が受けられることとなりました。

当会に対する寄付で寄付金税制優遇に該当するものは、会費、趣意書に賛同した募金や一般的な寄付金（以下「寄付金等」という。）、法人の賛助会費（法人の方への案内は省略）などです。

● 個人の寄付金控除は、次の控除方法のうち一つを選択できます。

- ① 所得控除（公益認定に伴う優遇措置）：所得税法第78条
寄付金等額から2千円を差し引いた額が所得から控除されます。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{所得} \\ \hline \text{金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得} \\ \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得} \\ \hline \text{税額} \\ \hline \text{(納税額)} \\ \hline \end{array}$$

所得控除額 = 寄付金等額 - 2千円

*所得金額の40%相当額が限度

- ② 税額控除（税額控除証明に伴う優遇措置）：租税特別措置法第41条の18の3
寄付金等額から2千円を差し引いた額の40%を税額から直接控除されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{所得} \\ \hline \text{税額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{納税額} \\ \hline \end{array}$$

税額控除額 = (寄付金等額 - 2千円) × 40%

*所得税額の25%相当額が限度

* 個人の寄付金税制優遇措置は確定申告時に申告しないと受けられません。
(領収書と水交会の公益認定書及び税額控除証明書の写しが必要です)
詳しくは、お近くの税務署にお問い合わせください。